

セーフティネット保証1号（イ）にかかる特定中小企業者の認定のご案内

1 1号（イ）認定の対象となる方

申込み時点で、経済産業大臣の指定する倒産企業（以下「指定事業者」）に対して50万円以上の売掛金債権等が有ること。

※指定事業者は中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.htm）から確認できます。

※指定事業者に対する売掛金債権等が50万円未満しかない場合でも、取引規模により対象となることもあります。セーフティネット保証1号（ロ）にかかる特定中小企業者の認定のご案内をご覧ください。

2 （イ）の申請についての必要書類等

- 法人の場合、「**履歴事項全部証明書**」の写し（3か月以内に法務局で取得したものの原本またはコピー）
個人事業者の場合、直近1期分の「**確定申告書の控**」の写し（表紙以外にも、収支計算書や青色申告決算書も必要です）
- 決算書のうち、直近の「**決算報告書**」の写し
ただし、直近の決算期が6か月以上前の場合は、直近までの「**試算表**」の写しも必要です。
- 債権関係書類（以下に掲げる書類のうち、該当するものをお持ちください）
 - ・ 「**不渡手形**」の両面の写し（原本が回収できている場合は確認のため原本も必要です）
 - ・ 「**手形割引計算書**」の写し
 - ・ 「**手形記入帳**」の写し
 - ・ 「**売上台帳（得意先別売上台帳）**」の写し
 - ・ 「**（指定事業者に対する）請求明細書の控**」の写し
 - ・ 「**（指定事業者からの）支払通知**」の写し
 - ・ 「**（指定事業者からの入金状況がわかる）売上入金口座通帳**」の写し
 - ・ 「**再生債権届出書（破産債権届出書、更生債権届出書）**」の写し（裁判所に届出済の場合）
- 許認可等を必要とする業種の場合は、「**許認可証**」等の写し
※上記書類を窓口でご提出いただく際に、本人確認書類のご提示をお願いさせていただきます。
（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付き公的書類（従業員の場合は社員証等））
 - * 必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。
 - * 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

3 受付時間

上記の必要書類をご用意いただいた上、中小企業振興会館6階（中小企業振興課）までお越しください。
午前9時～11時、午後1時～4時まで（ただし、土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

対象となる要件が限られていますので、申請にお越しの際には、事前に電話でご相談ください。

4 認定書の交付

認定書につきましては、受取書をお渡しし後日の交付となります。認定書が出来次第、電話連絡しますので、改めてお越しいただきます。

● お問い合わせ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課金融係

〒464-0856 千種区吹上2丁目6-3 中小企業振興会館6階（TEL：052-735-2100）

セーフティネット保証1号（ロ）にかかる特定中小企業者の認定のご案内

1 1号（ロ）認定の対象となる方

申込み時点で、指定事業者に対する50万円未満の売掛金債権等があり、指定事業者との取引規模が、全取引規模に対して20%以上の割合を占めていること。

※指定事業者は中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.htm）から確認できます。

※指定事業者に対し50万円以上の売掛金債権等がある方は、セーフティネット保証1号（イ）にかかる特定中小企業者の認定のご案内をご覧ください。

2 （ロ）の申請についての必要書類等

○ 法人の場合、「**履歴事項全部証明書**」の写し（3か月以内に法務局で取得したものの原本またはコピー）
個人事業者の場合、直近1期分の「**確定申告書の控**」の写し（表紙以外にも、収支計算書や青色申告決算書も必要です）

○ 決算書のうち、直近の「**決算報告書**」の写し

○ 指定事業者への取引依存度※が確認できる書類（（1）及び（2）の両方が必要です）

（1）全体の売上高等を確認できる資料

決算期で依存度を算定する場合は、決算報告書で可。

その他で算定する場合は、「**試算表**」、「**売上元帳**」の写しなど。（事前にご相談ください。）

（2）指定事業者への売上高等を確認できる資料

「（1）全体の売上高等」と同じ考え方に基づく資料（算定期間、発生ベースと入金ベース、税抜と税込など）を下記のいずれかでご用意ください。（下記以外の場合は、事前にご相談ください。）

① **売上元帳（写し）** ② **指定事業者への請求書（写し）** ③ **指定事業者からの支払通知書（写し）**

※取引依存度は原則、直近の決算期で算定しますが、合理的な理由がある場合、他の期間でも算定可能です。決算期以外で算定する場合は、事前にご相談ください。

○ 許認可等を必要とする業種の場合は、「**許認可証**」等の写し

※上記書類を窓口でご提出いただく際に、**本人確認書類のご提示をお願いさせていただきます。**

（**運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付き公的書類（従業員の場合は社員証等）**）

* 必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

* 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

3 受付時間

上記の必要書類をご用意いただいた上、中小企業振興会館6階（中小企業振興課）までお越しくください。

午前9時～11時、午後1時～4時まで（ただし、土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

対象となる要件が限られていますので、申請にお越しの際には、事前にご電話でご相談ください。

4 認定書の交付

認定書につきましては、受取書をお渡しし後日の交付となります。認定書が出来次第、電話連絡しますので、改めてお越しいただきます。

● お問い合わせ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課金融係

〒464-0856 千種区吹上2丁目6-3 中小企業振興会館6階（TEL：052-735-2100）